

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税5) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 (1) 国税 ○特別償却(法人税、所得税) 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備 8/100) (2) 地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。
			《要望の内容》 適用期限(令和3年3月31日)を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。
			《関係条項》 沖縄振興特別措置法第93条、94条 租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局		内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯		平成9年度 制度創設 平成14年度 5年延長 平成19年度 5年延長 平成24年度 5年延長 平成29年度 2年延長 令和元年度 2年延長
8	適用又は延長期間		1年間(令和3年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流

		<p>出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、引き続き当該特例措置を講じることで、離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)は沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的とされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、離島の振興に関して、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指すこととしている。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。</p> <p>(離島の旅館業に係る減価償却の特例)</p> <p>第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>9 離島の振興に関する基本的な事項</p> <p>離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。</p> <p>このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービス</p>
--	--	---

			<p>の向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ること、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p>																															
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>																															
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <p>目標値については、入域観光客数が当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の目標値である41,325人に対し、平成30年度の収容人員数(実績)は45,930人となっており、また、令和2年度から令和3年度にかけて完成する予定の旅館等もあることから、以下のとおり変更する(設定根拠は別紙参照)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値(令和3年度)</td> <td>41,325人</td> <td>50,531人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置制度は、事業者に対して投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進することで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与する。</p>		変更前	変更後	目標値(令和3年度)	41,325人	50,531人																									
	変更前	変更後																																
目標値(令和3年度)	41,325人	50,531人																																
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去の適用数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">年度</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方税</td> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税(H27年度~H30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○適用実績が僅少な理由 前回(平成30年度)評価時に、特別償却について、毎年度3件程度の適用を見込んでいたが、当該見込みよりも実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが主な原因と考えられる。</p> <p>2. 今後の適用数見込み</p>	項目	年度					H27	H28	H29	H30	R1	国税	特別償却	0	1	2	1	-	地方税	事業税	-	-	-	-	-	法人住民税	-	-	-	-	-
項目	年度																																	
	H27	H28	H29	H30	R1																													
国税	特別償却	0	1	2	1	-																												
地方税	事業税	-	-	-	-	-																												
	法人住民税	-	-	-	-	-																												

		過去の適用数実績の状況により、今後、毎年度、特別償却1件程度の適用を見込む。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。 <適用数見込みの算出方法> H24年度～H30年度の適用実績の合計6件の平均値																											
②	適用額	<p>1. 過去の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 税</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>79,999</td> <td>185,520</td> <td>4,360</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>7,081</td> <td>11,419</td> <td>387</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2,447</td> <td>5,600</td> <td>132</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税（H27年度～H30年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。 ※法人住民税及び事業税（H27年度～H30年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。事業税は地方法人特別税を含む。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後、毎年度、特別償却49,803千円程度の適用を見込む。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。 <適用額見込みの算出方法> H24年度～H30年度の実績値の合計348,623千円の平均値</p>		年度 項目	H27	H28	H29	H30	R1	国 税	特別償却	0	79,999	185,520	4,360	-	地 方 税	事業税	0	7,081	11,419	387	-	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-
	年度 項目	H27			H28	H29	H30	R1																					
		国 税	特別償却	0	79,999	185,520	4,360	-																					
地 方 税	事業税	0	7,081	11,419	387	-																							
	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-																							
③	減収額	<p>1. 過去の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">年度 項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>18,720</td> <td>43,412</td> <td>1,012</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>7,081</td> <td>11,419</td> <td>387</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>2,447</td> <td>5,600</td> <td>132</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税（H27年度～H30年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R1年度は沖縄県による試算。なお、試算において、法人税率はH27は23.9%、H28～H29は23.4%、H30以降は23.2%とした。 ※法人住民税及び事業税（H27年度～H30年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。事業税は地方法人特別税を含む。</p> <p>2. 今後の減収額見込み 今後、毎年度、特別償却11,554千円程度の減収額を見込む。 ※ 今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響</p>		年度 項目	H27	H28	H29	H30	R1	国	特別償却	0	18,720	43,412	1,012	-	地 方 税	事業税	0	7,081	11,419	387	-	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-
	年度 項目	H27			H28	H29	H30	R1																					
		国	特別償却	0	18,720	43,412	1,012	-																					
地 方 税	事業税	0	7,081	11,419	387	-																							
	法人住民税	0	2,447	5,600	132	-																							

		<p>が生じうる。</p> <p><減収額見込みの算出方法> ②適用額見込みに法人税率 23.2%を乗じて算出。</p>																								
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況 離島における旅館等の施設数、収容人員数は増加している。 一方、離島を訪れる観光客も増加し、宿泊施設の需要も増大しており、観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためにも、政策的に宿泊施設の建設及び改修を後押しすることが必要である。 引き続き、制度の周知を図り、旅館業等建物の立地を促進する。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="596 674 1310 909"> <thead> <tr> <th></th> <th>収容人員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成 26 年度)</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 27 年度)</td> <td>38,713</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 28 年度)</td> <td>40,669</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 29 年度)</td> <td>42,234</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成 30 年度)</td> <td>45,930</td> </tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況 所期の目標の実現状況を分析すると、収容人員数は 7,742 人(当初値と平成 30 年度実績の差)増加している。今後も収容人員数は増加していく見込みであり、引き続き、収容人員数の目標達成を目指して取り組んでいく。</p> <p>○収容人員数 (人)</p> <table data-bbox="596 1245 1075 1469"> <tbody> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成30年度)</td> <td>45,930</td> </tr> <tr> <td>推計値(令和元年度)</td> <td>47,415</td> </tr> <tr> <td>推計値(令和2年度)</td> <td>48,949</td> </tr> <tr> <td>目標値(令和 3年度)</td> <td>50,531</td> </tr> <tr> <td>目標値と実績値の差</td> <td>4,601</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 制度が延長できない場合の影響 沖縄県の入域観光客数は平成 24 年度の 592.5 万人から令和元年度の 946.9 万人へと堅調に増加しており、離島においても入域観光客数は平成 24 年度の 260.4 万人から平成 30 年度は 425.4 万人に増加するなど、国内外からの観光客が急増している。 政府において平成 29 年度に観光立国推進基本法(平成 18 年法律第 117 号)に基づく「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、令和 2 年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円などの目標達成を掲げているところ、沖縄県が今後も多くの観光客を受け入れていくことは、離島の活性化につながるだけでなく、日本全体の経済振興に資するものである。 しかしながら、本制度が延長されない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、企業の設備投資や、進出候補地を決定する際の重要なインセンティブを失うこととなり、離島地域にお</p>		収容人員数(人)	当初値(平成 26 年度)	38,188	実績値(平成 27 年度)	38,713	実績値(平成 28 年度)	40,669	実績値(平成 29 年度)	42,234	実績値(平成 30 年度)	45,930	当初値(平成26年度)	38,188	実績値(平成30年度)	45,930	推計値(令和元年度)	47,415	推計値(令和2年度)	48,949	目標値(令和 3年度)	50,531	目標値と実績値の差	4,601
	収容人員数(人)																									
当初値(平成 26 年度)	38,188																									
実績値(平成 27 年度)	38,713																									
実績値(平成 28 年度)	40,669																									
実績値(平成 29 年度)	42,234																									
実績値(平成 30 年度)	45,930																									
当初値(平成26年度)	38,188																									
実績値(平成30年度)	45,930																									
推計値(令和元年度)	47,415																									
推計値(令和2年度)	48,949																									
目標値(令和 3年度)	50,531																									
目標値と実績値の差	4,601																									

		<p>る受入機能の不足及び観光満足度の低下が懸念され、離島の産業振興に大きな影響があるものとする。</p> <p>今後も観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためには、政策的に旅館業等の立地を促進していく必要がある。</p>																																																
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>1. これまでの効果</p> <p>本特例措置制度により離島の旅館等の収容人員数は順調に増加している。宮古島、八重山圏域、久米島における入域観光客数についても増加傾向にあり、本特例措置制度は、離島地域における産業振興に大きく寄与している。</p> <p>観光客数 (単位:万人)</p> <table border="1" data-bbox="596 600 1267 833"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H30</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本島周辺離島</td> <td>22(22)</td> <td>24(24)</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>宮古圏域</td> <td>43(43)</td> <td>114(69)</td> <td>71(26)</td> </tr> <tr> <td>八重山圏域</td> <td>113(95)</td> <td>138(109)</td> <td>25(14)</td> </tr> <tr> <td>久米島</td> <td>9(9)</td> <td>11(11)</td> <td>2(2)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>187(169)</td> <td>287(213)</td> <td>100(44)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ（令和2年3月改訂版）」</p> <p>※括弧は海外クルーズ客を除いた人数</p> <p>2. 将来の効果（令和元年度～令和3年度）</p> <p>以下のとおり、令和元年度から令和3年度までの3年間における税収効果は、約19億円となり、本租税特別措置制度による税収減見込み額約35百万円（11,554千円×3年間）を超過している。</p> <p>○将来の観光収入見込額に基づく税収効果</p> <p>ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。</p> <p>(単位:万人)</p> <table border="1" data-bbox="596 1317 1267 1550"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本島周辺離島</td> <td>26(26)</td> <td>28(28)</td> <td>29(29)</td> </tr> <tr> <td>宮古圏域</td> <td>119(66)</td> <td>132(68)</td> <td>145(70)</td> </tr> <tr> <td>八重山圏域</td> <td>148(112)</td> <td>155(118)</td> <td>155(118)</td> </tr> <tr> <td>久米島</td> <td>11(11)</td> <td>12(12)</td> <td>12(12)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>304(215)</td> <td>327(226)</td> <td>341(229)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ（令和2年3月改訂版）」</p> <p>※括弧は海外クルーズ客を除いた人数</p> <p>イ. 各主要離島の圏域外客消費単価（平成30年度）は以下のとおり。 （出典：沖縄県文化観光スポーツ部「平成30年度観光統計実態調査」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古圏域：73,139円 ・八重山圏域：82,113円 ・久米島：46,665円 <p>上記ア、イより、令和元年度から令和3年度までの観光収入の増収見</p>		H26	H30	差引	本島周辺離島	22(22)	24(24)	2(2)	宮古圏域	43(43)	114(69)	71(26)	八重山圏域	113(95)	138(109)	25(14)	久米島	9(9)	11(11)	2(2)	合計	187(169)	287(213)	100(44)		R1	R2	R3	本島周辺離島	26(26)	28(28)	29(29)	宮古圏域	119(66)	132(68)	145(70)	八重山圏域	148(112)	155(118)	155(118)	久米島	11(11)	12(12)	12(12)	合計	304(215)	327(226)	341(229)
	H26	H30	差引																																															
本島周辺離島	22(22)	24(24)	2(2)																																															
宮古圏域	43(43)	114(69)	71(26)																																															
八重山圏域	113(95)	138(109)	25(14)																																															
久米島	9(9)	11(11)	2(2)																																															
合計	187(169)	287(213)	100(44)																																															
	R1	R2	R3																																															
本島周辺離島	26(26)	28(28)	29(29)																																															
宮古圏域	119(66)	132(68)	145(70)																																															
八重山圏域	148(112)	155(118)	155(118)																																															
久米島	11(11)	12(12)	12(12)																																															
合計	304(215)	327(226)	341(229)																																															

			<p>込額は、約 394 億 3 千万円となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本島周辺離島：5 万人 × 46,665 円 = 2,333,250 千円 ・宮古圏域：31 万人 × 73,139 円 = 22,673,090 千円 ・八重山圏域：17 万人 × 82,113 円 = 13,959,210 千円 ・久米島：1 万人 × 46,665 円 = 466,650 千円 <p style="text-align: right;">合計 39,432,200 千円</p> <p>※人数は H30 の観光客数と R3 の需要見込みの差 ※本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用</p> <p>ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。 (出典：沖縄県文化観光スポーツ部「平成 22 年度観光統計実態調査(観光消費による経済波及効果の推計)報告書」) 平成 21 年度の観光消費額 441,789 百万円に対する税収効果は 21,287 百万円であるので、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間における税収効果は、約 19 億円と試算される。</p> <p style="text-align: center;">(21,287 百万円 / 441,789 百万円) × 39,432 百万円 = 1,900 百万円</p> <p>※ 今後の観光収入見込額については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けることが想定されるが、収束後に観光客数が増加に転じた場合を想定したもの。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>民間事業者が建物等を取得することに対して補助金によるインセンティブを与えることは、個人の資産形成に繋がりが適切でないことから、税制上の措置を講じることが適当である。</p> <p>また、対象者も沖縄振興特別措置法によって指定された離島において、一定額以上の投資を行った者に限定していることから、必要最小限の措置と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、官民の役割分担を踏まえ、本制度のほか、ソフト一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これら補助事業では離島の隔絶性、遠隔性等の地理的不利性解消に向け自治体が事業を行っているのに対し、本制度では民間投資の促進による産業活性化を目的としており、役割分担を図っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて適用期限を延長するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月 (H30 内閣 04)

沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標の設定根拠(R3年度見込み)

(単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収容人員数	37,946	37,060	38,188	38,713	40,669	42,234	45,930	47,415	48,949	50,531
うち旅館・ホテル	24,137	23,140	23,596	23,334	24,842	25,698	28,640			
うち簡易宿所	13,809	13,920	14,592	15,379	15,827	16,536	17,290			
対前年伸数		-886	1,128	525	1,956	1,565	3,696	1,485	1,533	1,583
対前年伸率		-2.3	3.0	1.4	5.1	3.8	8.8	3.2	3.2	3.2

※R1・R2・R3＝前年×前年までの平均伸率